

組合に相談しよう
 不払い相談、融資・税金相談、教育資金、サラ金、生活保護、社保未加入問題…
練馬支部 03-3825-5522

けんせつ北部

定価三十円

購読料は組合費に含まれています。

発行所
 東京土建一般労働組合
 城北ブロック会議
 東京都豊島区西池袋5-22-15
 板橋 (3963) 5325
 練馬 (3825) 5522
 豊島 (3986) 2471
 北 (3902) 7121
 発行人 代表者 川合 正人
 発行日1日、9日、17日、25日

分会新加入者 説明会

初の一斉開催

新たな仲間 34人が結集

練馬支部の組織活動では初となる「分会新加入者・組合初心者説明会」の一斉開催が実施され、19分会で新たな仲間（新加入者27人と組合初心者7人）34人もの結集が実現しました。

分会活動の 新たな一歩へ

新加入者説明会はこれまで支部事務所への招集形式で行われてきましたが、2018年より所属分会でのより近い関係づくりを重視し、分会単位での開催へと見直しを行いました。しかし2018年は2分会、2019年は4分会、2020年



説明会に参加をした新加入者を囲んで・田柄分会



田部井後継者対策部長（左）が会を仕切ります・谷原台分会



追田組織部長（中央）も運営をサポート・学園分会



外国人の仲間も翻訳機を使って熱心に学習・田柄分会

り組みが実り、6月の一斉開催では19分会が説明

会を行い、各会場に集まった159人の仲間同士が組合の意義や東京土建の分会で開催が予定をさ

後継者層への 取り組みの 展開

後継者対策部長だけの奮闘では実現が難しかった説明会も、分会六役を含め沢山の仲間の協力により、分会全体で後継者発掘と育成を考え主体となった取り組みへと発展しています。

を遂げることができました。今年こうした取り組みは「バードコールデモレーションコンテスト」



説明を受ける新加入者の山田さん（右）・南田中分会

夏休みのイベントに最適

自然のなかで遊び放題 わくわく後継者世代 大交流会



後継者対策部が主催する夏の大人気バスレク企画、今年は茨城県稲敷市にある「こもれびの森イバライド」で開催をします。「こもれびの森イバライド」は豊かな自然に囲まれた体験型テーマパークで、園内にはふれあい牧場があり、アルパカや羊、ヤギなどの動物たちと触れ合うことができます。また大人も楽しめるアスレチックやパン作り体験、BBQなど色々な体験型の催しが満載で、一日中楽しめます。お申込みやお問い合わせは所属分会の後継者対策部長、もしくは支部事務所まで。

【とき】8月8日(日)
 練馬文化センター北側集合
 (午前8時30分)
 【ところ】こもれびの森イバライド
 (茨城県稲敷市上君山2060-1)
 【参加費】大人：3,000円、子ども(小中学生)：1,500円、未就学児：無料

ねりほ大根



▽職場でのハラスメント行為を禁じる初めての国際労働機関(ILO)条約が

採択から2年、今年6月25日に発効されました。条約は労働者に加え、就職志望者やボランティアなど幅広い関係者へのハラスメントを禁じ、政府や雇用主に対策を講じるよう求めるものです。職場や出張先だけでなく、通勤途中やSNSなどのコミュニケーションにも適用され、ジェンダー差別を含め、暴力とハラスメントのない世界に近づくための一歩として期待されています。

▽批准国はこの条約に沿った国内法整備が求められますが、残念ながら現在の日本の国内法にハラスメント行為への対策に禁止規程はなく、企業に相談窓口設置など対策義務づけにとどまっています。さらに就活生らは保護の対象外とされ、いまだに企業の採用担当者などによるハラスメント被害の相談が、後を絶たない状況です。こうした被害の実態や、世界に広がるハラスメント根絶の動きにも背をむける政府の姿勢は、決して許されるものではありません。(渡)

事業主半数超 コロナ影響大

国内初の感染が確認されてから1年以上が経過した新型コロナウイルスですが、仲間の収入への影響は、収入が「下がった」との回答が労働者で30%以上、事業主では50%以上にものぼりました。仲間の仕事や暮らしに大きな打撃を与えていることは明確であり、とくに事業者への深刻な影響がうかがいし

ます。事業者を対象としたコロナ支援制度の相談状況では、(昨年実施) 持続化給付金は約500件、一次支援金では159件の相談を受け付け、苦境に立たされた仲間の相談窓口として組合が力を発揮しました。引き続き制度周知とともに仲間のつながりをいかした相談活動をすすめています。

新型コロナウイルスの収入への影響	労働者	事業主
下がった	34.5%	54.6%
変わらない	62.8%	41.9%
上がった	2.7%	3.5%

登録倍増 町場はまだまだ

2019年4月の本稼働から2年を経過した建設キャリアアップシステムの登録状況では、「登録した」が前回の調査から倍以上となる約20%の到達となりました。制度の普及の広がりと現場入場に当たっての必要性が増しているものと思われます。

た「登録した」と回答した仲間の内訳は、野丁場の現場で働く仲間が約60%と突出しているが、町場は約15%とまだまだ遅れが見られます。引き続き組合の助成制度を活用しながら町場を含めた普及促進を図っていきます。

CCUSの登録状況	2021年		2020年	
	労働者	事業主	労働者	事業主
登録した	18.3%	20.8%	7.2%	9.2%
申請中・申請予定	12.6%	12.3%	14.7%	14.6%
登録していない	69.0%	66.9%	78.1%	76.1%

7割後継者不在 対応二極化 規則整備で若返り進む

事業後継者が「いる」との回答は、30.6%にとどまり、7割近くの事業主は後継者不在により事業継続に大きな課題を残しています。全産業の中でも建設業の後継者不在率は高く、55歳以上の比率は35% (全産業平均30%)、逆に29歳以下は11% (全

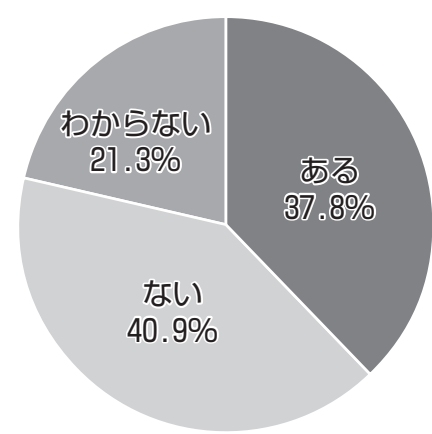
産業平均の16%)と、業界全体で就業者の高齢化が進む一方で、「若者離れ」が顕著なことも影響しています。そのような中、若年層を雇い入れる予定があると回答した事業所のうち、約半数の事業所では就業規則等を備えていること

から、労働法制の整備によって若返りが進んでいることがわかります。

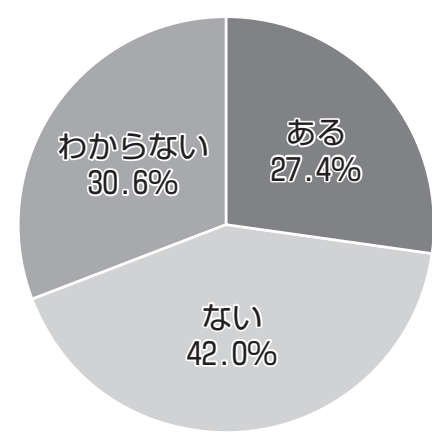
「就業規則」……給与規程や退職規程などの労働条件を記すもので、常時雇用する労働者が10人以上の場合、就業規則を作成

し、労働基準監督署への届出が義務付けられています。「36協定」……時間外・休日労働に関する協定届で、労働者数に関係なく、労働時間が1日8時間、週40時間以上を超える場合に届出が義務付けられています。

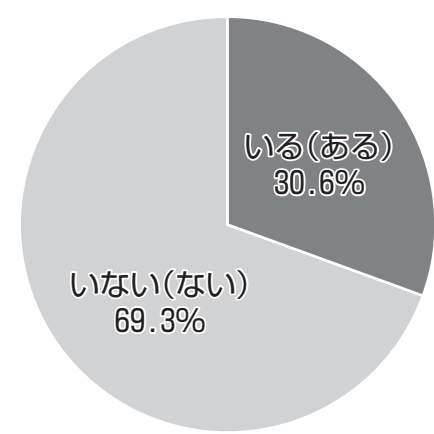
就業規則の備え



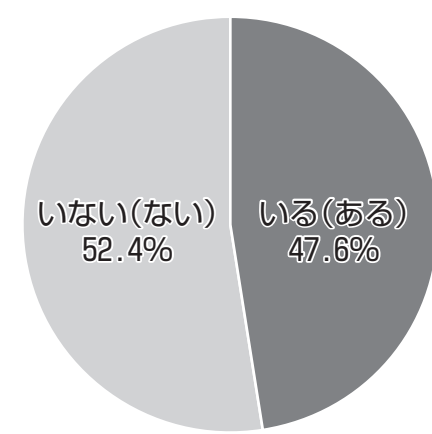
36協定の備え



事業後継者の有無



若年層の雇い入れ予定



- PALモニタリング調査の取り組み
 - 野丁場で働く、事業主・一人親方の協力で「現場モニタリング調査」を計画しています。賃金、CCUS稼働状況、土曜閉所など、現場での困りごとなども集約できるように現場の状況を把握します。
 - 10月・第74回大手建設・住宅企業交渉(全建総連関東地方協議会)
 - 10月・練馬区発注工事いっせいで調査(練馬建設協議会)
 - 11月・「仕事と暮らし」実態・要求アンケート
 - 春闘に向けて、仲間の要求を集約する取り組みです。
 - 2月・賃金討議
- アンケート結果をもとに総会議で賃金討議をおこない、賃金運動に向けた意思統一を図ります。

す。支部でも相談活動に取り組んでいる「月次支援金」をはじめ、組合では、支援制度の拡充・継続を求めて、首都圏四土建(東京・千葉・埼玉・神奈川)が連携して、経済産業省へ申し入れ・交渉にも取り組んでいます。

公共工事設計労務単価は、年々上昇していますが、現場で働く労働者が受け取る賃金はなかなか上がっていません。コロナ禍の今だからこそ、仲間の運動を結集し、安心して暮らしていける賃金を確保し、十分な工期設定で若者も安心して入職できる休日の確保の実現など、現場の状況を改善していくために組合一丸となって奮闘していきます。

練馬支部賃金対策部長・石田靖尚

若者も安心して入職できる現場へ

2月末賃金アンケート報告

自治体・業界団体懇談にむけ、仲間の実態を正しく伝えるための2月末賃金アンケートを取り組みました。コロナ禍での取り組みでありましたが、賃金対策部を中心に実態調査の重要性を訴え、労働者1175人、事業主269人の仲間の

参加・協力を得ることができました。ご協力に感謝致します。アンケートに協力をした仲間の平均年齢は53.6歳、平均経験年数28.7年、業種は労働者、事業主ともに大工・内装・電気・塗装・設備が上位5位を占めました。今後は建

設ユニオン練馬支部の調査結果を合算し、さらに考察をすすめる「練馬建設白書2021」をとってまとめ、今後の要求運動に活用をしていきます。※2018年以前は5月末時点、2019年以降は2月末時点での調査数値です。※本報告書の

2021年の数値は、東京土建練馬支部部分のみの数値です。2020年以前の数値は建設ユニオン練馬支部の数値を含んでいます。

設計労務単価9年連続増 賃金引上げならず

前年と比べた賃金の変化についての回答では、「下がった」が約20%となり過去2年間で3倍近く増加をしました。賃金額については、今年

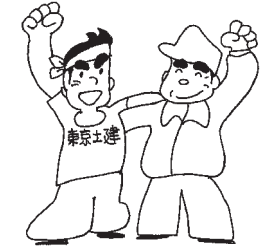
も平均日給は微増となったものの、9年連続上昇中の公共工事設計労務単価(2021年度の全国全職種加重平均値20,409円)の基準にはおおよぼ、

平均月給では過去5年間の調査で最も低い金額となりました。組合では引き続き生活費の確保を原則とし、「世間並み

水準の確保のため、「標準賃金」(年収720万円、月額60万円)の実現へ、日額5,000円引き上げを要求しています。

前年に比べた賃金の変化	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
上がった	6.4%	11.0%	14.0%	12.4%	8.9%
変わらない	74.0%	78.8%	78.7%	69.0%	77.0%
下がった	19.6%	10.2%	7.3%	18.5%	13.9%

賃金額	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
平均日給	18,837円	18,405円	17,756円	17,772円	17,447円
平均月給	356,987円	358,584円	362,119円	378,519円	372,011円
平均年収	472万円	475万円	457万円	458万円	453万円



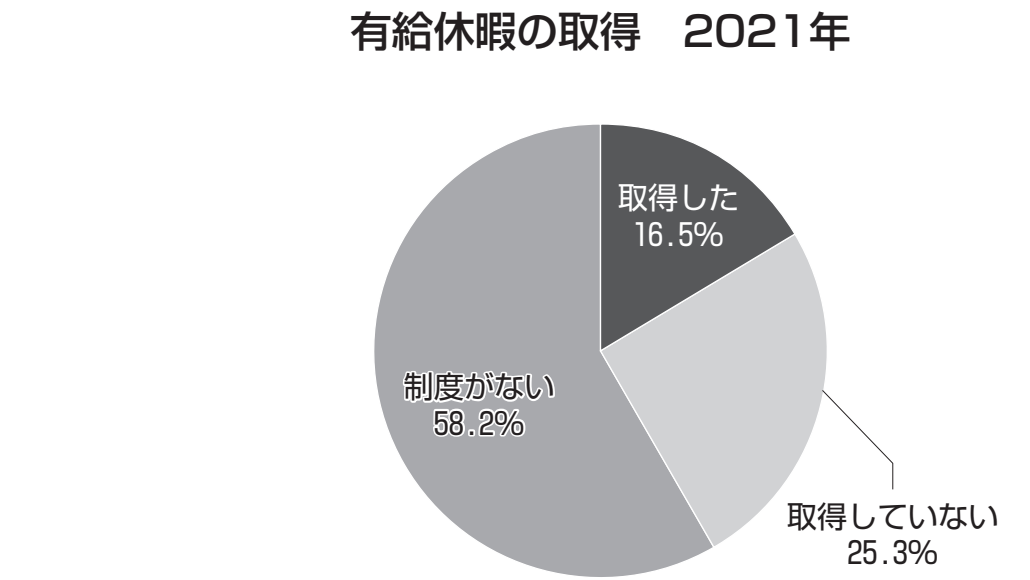
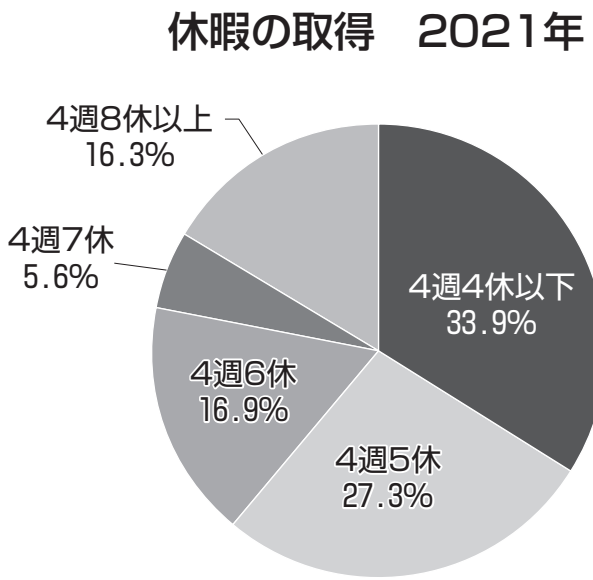
有給取得整備は急務課題 「週休二日」1割強

休暇の取得状況についての回答では、「4週4休以下」が30%以上を占め、日建連が掲げる建設現場での「週休二日の実現」にむけてはまだまだ至っていない状況です。ま

た2019年から年5日の取得が義務化された有給休暇についての調査においても、「取得した」が16.5%で「取得していない」を下回るうえ、前回調査に引き続き「制度がない」

が半数以上の結果となり、有給取得率52.4%(厚労省「2019年就労条件総合調査」となった他産業の取得状況とも大きな差がみられます。週休2日をめざすには、適正な現

場工期の見直しや賃金引上げ等も関わるため、こうした現状をとらえ業界全体と取り組むべき課題です。



賠償給付金制度成立



集会で声をあげる仲間・6月16日

全員救済へ前進

建設アスベスト訴訟全面解決総決起集会が6月16日、日比谷野外音楽堂で全体800人、練馬支部から25人の参加で行われました。集会では最高裁での勝利判決をうけアスベスト賠償給付に関する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給法」が全会一致で成立したことが伝えられ、今後もメーカー責任の追及や、違法期間外、組合ではアスベスト疾患の早期発見にむけ、「国が発見された場合には、労災や賠償給付金、石綿健康管理手帳の交付など補償を受けられる可能性」があります。裁判の結果を受けて相談が急増しています。少しでも不安がある方、身内、ご家族含めご相談は組合へ。

アスベストに関する不安は組合へ相談を

建設アスベスト訴訟全面解決総決起集会が6月16日、日比谷野外音楽堂で全体800人、練馬支部から25人の参加で行われました。集会では最高裁での勝利判決をうけアスベスト賠償給付に関する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給法」が全会一致で成立したことが伝えられ、今後もメーカー責任の追及や、違法期間外、組合ではアスベスト疾患の早期発見にむけ、「国が発見された場合には、労災や賠償給付金、石綿健康管理手帳の交付など補償を受けられる可能性」があります。裁判の結果を受けて相談が急増しています。少しでも不安がある方、身内、ご家族含めご相談は組合へ。

読者のひろば

毎日傘が手放せな
い、そんな季節をむか
えました。谷原台分会
の高松佐代子さんから



◇アスベスト裁判での勝利、良かったです。集會に参加をしたか
い
が報われました。(春日分会/大室知加子さん)



◇アスベスト裁判での勝利、良かったです。集會に参加をしたか
い
が報われました。(春日分会/大室知加子さん)

◇アスベスト裁判での勝利、良かったです。集會に参加をしたか
い
が報われました。(春日分会/大室知加子さん)

◇アスベスト裁判での勝利、良かったです。集會に参加をしたか
い
が報われました。(春日分会/大室知加子さん)

募集します

次号は8月平和特集号です。読者の皆様からの「平和」への願い・想いをつづったメッセージを募集致します。頂いたメッセージは紙面でご紹介をさせていただきます。おハガキでの応募をお待ちしております。

- ◇応募はハガキにて
- ◇締切7月29日まで
- ◇応募者多数の場合ご紹介は一部までとします

月次支援金・感染症手当金・資金貸付など 新型コロナ対応相談

随時相談受付中 ☎03-3825-5522

求人

- 左官工(1人)社員
合同会社はなまる(大泉東分会)
練馬区大泉町2-36-6
☎080-5377-3978
- 型枠大工(2人)短期雇用
(有)光田工務店(桜台分会)
練馬区桜台5-34-20
☎090-3206-2565
- 配管工(3人以上)社員
(有)オールトレーディング(北練馬分会)
練馬区北町1-31-10ハイッ花菱101号
☎03-53698-3631
- 左官工(1人)社員
合同会社はなまる(大泉東分会)
練馬区大泉町2-36-6
☎080-5377-3978
- 型枠大工(2人)短期雇用
(有)光田工務店(桜台分会)
練馬区桜台5-34-20
☎090-3206-2565
- 配管工(3人以上)社員
(有)和田設備(旭町光が丘分会)
東久留米市八幡町1-9-28
☎080-1236-0448
- 配管工・現場監督(2人)社員
(株)クリーン工業(西大泉分会)
練馬区西大泉4-13-10
☎03-3978-9152
- 内装工(システム天井、LGSボード工)(2人)社員
創天工業(上石神井分会)
練馬区下石神井3-14-4
☎090-1453-8068
- 配管工(3人以上)社員
(有)和田設備(旭町光が丘分会)
東久留米市八幡町1-9-28
☎080-1236-0448
- お問い合わせ&申し込みは東京
土建練馬支部求人・求職係まで
☎03-3825-5522

連続講座で学べるインボイス学習会

定期的な学習を通して理解を深め、全体に周知していくために、連続講座型として第1回目となる入門編を6月30日に19人の参加で開催しました。「そもそもインボイス制度とはなにか？」をテーマに初めて学習する参加者に向けた内容で講義を行い、参加者からは「免税事業者はインボイス制度によって取引から排除されてしまう」「課税事業者を選択しても消費税の支払いに耐え切れず廃業に追い込まれる」「経理業務が煩雑になる」など不安の声があがりました。

このコロナ禍の状況のなか、中小業者にさらなる負担増を強いるなどあってはならないことです。また個人タクシーや運送・建設の下請け業者、文化・芸術関係者など、課税業者にならざるをえない業種は多岐にわたり、消費税の扱いをめぐるさまざまな問題が生じます。

《7月・8月の開催》

次回7月・8月のインボイス学習会は、講師に岡澤税理士を招きインボイス制度の危険性や導入阻止のための運動についてより具体的に学習を深めていきます。前編・後編のどちらか一方の参加も可能です。お申込みは練馬支部事務所まで。

【日程】前編：7月28日(水) 後編：8月26日(木)

【時間】どちらも午後7時30分～

【ところ】東京土建練馬支部会館(練馬区中村北1-6-2)